

令和6年度 補完的保護対象者に対する日本語教育事業

－募集案内－

本委託事業は、令和6年度概算要求の内容に基づき募集します。このため、本募集案内の内容については、今後の予算の成立状況等によっては、スケジュールの遅れや内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、本委託事業のほか、文化庁国語課が担当する「日本語教育」事業は、令和6年度から、文部科学省総合教育政策局に移管されるため、本委託事業の公募は、文化庁国語課から公募しますが、令和6年4月以降の事業の契約や実施については、総合教育政策局の日本語教育担当課において行われます旨、ご注意ください。

1. 事業名

令和6年度補完的保護対象者に対する日本語教育事業

2. 事業の趣旨

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について（令和5年12月1日一部変更）」に基づく条約難民（その家族を含む。以下同じ。）等及び令和5年12月1日付け難民対策連絡調整会議決定「補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」に基づく補完的保護対象者に対する、日本語習得のための便宜供与を行う事業の実施により、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

3. 事業の内容

(1) 通所式の定住支援施設またはオンライン形式における日本語教育

① クラス編成

受講者のニーズ及び日本語能力に応じた効果的な日本語教育を行うために、面接及びテストを行い、結果に基づいて区分したクラス編成を行う。

② 日本語教育プログラムの提供

ア 内容

法務省予算により定住支援プログラムの実施のために設置される通所式の定住支援施設（首都圏等）（以下「定住支援施設」という。）またはオンライン形式における572授業時間（1授業時間は45分とする）の日本語教育（クラスは、受講者の数や状況に応じて、昼間クラスと夜間クラスを分け、原則として1クラス10人程度の規模とする。ただし、日本語教育レベルにばらつきがある場合は、この限りではない。）を行う。夜間クラスはオンライン形式とする。なお、本事業を受講する補完的保護対象者は、原則として義務教育課程修了段階の概ね15歳以上の者とする。それによらない事情が生じる場合は、文部科学省に相談すること。

※昼間クラスのカリキュラム（6か月間）を年2回と夜間クラスのカリキュラム

(12か月間)を作成し、日本語教育プログラムの提供を開始する前にその教授法及び到達目標と併せて文化庁に提案する。

※昼間クラスは、原則として1日6授業時間、夜間クラスは、原則として1日3授業時間行う。

※時間割等は、法務省予算により実施される定住支援プログラムの社会生活適応指導等と調整を行う。

※日本語教育プログラムを担当する日本語教師のリストを提出すること。(候補者の場合は、候補者である旨を明記すること。)

※日本語教育プログラムを担当する日本語教師に対する研修を実施すること。当該研修は、難民に対する日本語教育に必要とする心構えや日本語教育の参照枠を踏まえたプログラムの進め方・評価方法などを提案すること。実施する時期は、プログラム実施に影響を生じない時期とすること。

※日本語教育プログラムは、補完的保護対象者のニーズ及び日本語能力に応じ、日本語教育の参照枠に基づき、A1からB1までの範囲内で、必要とするプログラムを提供すること。

※受講者にも日本語教育プログラムの内容及び到達目標、評価方法について事前に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

補完的保護対象者の人数や支援プログラム受講者の人数は、現時点において明確ではないが、本事業公募においては、予算積算上の461人を目途として、積算すること。実際的人数が異なる場合においても、基本的には、予算の範囲内で事業を実施すること。なお、大幅に人数が増えること、当該人数の者において、次年度にプログラムを受講することが困難な場合においては、文部科学省に相談されたい。

イ 授業管理

受講者及び教師の出席状況を把握し、講義が適切に行われているか管理する。オンライン形式の場合は、授業時間中は画面を常にONにするなど、出席のみならず授業参加状況が把握できるように留意すること。

ウ 学習評価

受講者ごとに個票を作成し日本語能力を適正に評価する。また、日本語教育プログラムを提供する過程で適宜カウンセリングを実施することで日本語教育プログラムに対する理解の度合を測り、学習の進捗の確認に努める。

エ 地域とのつながりや体験学習

日本での生活や、定住支援施設周辺地域との交流を体験できる授業を行うよう努める。

オ 補講やクラス移動の対応

受講者の学習状況等に応じて必要な補講またはクラス調整を行う。

カ 自律学習にむけた指導

定住支援施設退所後も自律して日本語学習が継続できるよう指導を行う。日

本語教育の参照枠 **Can do** や生活 **Can do** を活用し、自ら学習目標を立て、自己評価できるよう活用することも考えられる。また「つながるひろがるにほんごでのくらし」等の自学自習用のオンライン日本語学習教材の活用方法など、リソースの提供に努める。

③ 実施体制

ア 教師陣の体制

難民・避難民等に対する日本語教育の実績がある責任者を配置し、その指揮・監督に基づいて日本語教育を行う。当該責任者は、日本語教育プログラムの総括コーディネーターとしての役割を担うこと。また、開講クラス数が多いことから、ニーズ別またはレベル別に複数クラスの運営を管理する日本語教育コーディネーターを複数名配置すること。日本語教師は、難民・避難民特有の背景や心理的な配慮を要するケースについて一定の知識を有し、日本語の習得状況や進度等に配慮ができる専門人材で構成すること。

イ 教師間の連絡・情報共有

クラス・曜日・授業科目等による担当講師の交代や業務分担は可能であるが、効果的かつ効率的な日本語教育を実施するために、ICTを活用した授業内容の引き継ぎ等を円滑に行うことができる体制を整える。

また、本事業は第一期となることから、課題や日本語教育プログラム等について定期的に確認・課題があれば検討するために、コーディネーターや法務省の事業担当者等関係者による会議を行い、その結果を文部科学省に報告する。

④ 日本語教育プログラムの検証

日本語教育プログラムの提供が終了した際には、日本語教育の効果について検証を行い、その結果等を文化庁に報告する。効果の検証方法についてはあらかじめ整備する。

(2) 教科書及び学習教材の提供等

- ① 補完的保護対象者に対し、日本語教室で使用する教科書を提供する。
- ② 補完的保護対象者に対し、学習教材（補完的保護対象者の使用言語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供する。
- ③ 補完的保護対象者の日本語学習支援者ほか、日本語教育に関わる者に対し、学習教材等を必要に応じて提供する。提供先及び提供した学習教材等のリストを作成し、文部科学省に報告を行う。

(3) 日本語教育相談

- ① 定住支援施設に日本語教育に係る相談窓口を設け、日本語教育相談員を配置して、定住支援施設に入所している補完的保護対象者、退所した補完的保護対象者及び補完的保護対象者を支援する関係者からの相談に対応し、適宜指導・助言を行う（訪問相談を含む）。日本語教育相談に際しては、補完的保護対象者の母語を理解する言語スタッフを配置するなどし、適切に対応するよう努めること。
- ② 指導・助言を行った内容については、毎月5日まで（令和6年3月分については当期末日まで）に前月分の相談を受けた年月日・相談者・相談内容・対応を書面によ

り文化庁に報告する。ただし、緊急を要する報告案件については、その都度報告する。

- ③ 学習者への学習相談及び日本語能力の進捗に関する指導・助言を定期的に行う。相談内容・対応を書面により文化庁に報告する。

(4) 本件事業に関する広報活動

補完的保護対象者に対する日本語教育事業に関する広報資料の作成及び広報活動を行う。

(5) その他

① 文部科学省による指示・監督

本委託事業が文部科学省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、受託者は、その遂行に当たり、文部科学省の指示・監督に従い活動するものとする。

また、本委託事業の運営方針や個々の業務については、契約締結の前後を問わず、課題が生じた場合又は文部科学省から求められた場合には、文部科学省の指示・監督に従い活動すること。

② 定住支援に関わる職員との連携・協力

定住支援施設における日本語教育については、法務省予算で実施される定住支援プログラムの社会生活適応指導等に関わる職員とともにを行うため、これら定住支援に関わる職員と連携・協力し、定住支援全体の効率化・充実化を図ること。

③ 関係団体等との連携・協力体制の構築

本委託事業の実施にあたり、様々な関係団体等が円滑かつ積極的に連携・協力できる体制を構築すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

本事業の公募対象となるのは、次の要件を満たし、企画競争に参加する者に必要な資格を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

- (1) 事業期間

契約日～令和7年3月31日

- (2) 事業規模

175百万円程度。

- (3) 採択数

1件（予定）採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、10日以内を目途に全ての提案者に選定結果を通知する。不採択の場合には、選定結果だけでなく、不採択の理由も付す。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和6年2月5日（月） 11時

開催場所：オンライン

説明会参加に当たっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること（申請締切：令和6年2月2日（金）17時00分）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募に当たり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）

E-mail：kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

9. 参加表明書の提出

参加表明書は求めない。

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限等

（1）提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁国語課 日本語教育指導・普及係 宛
E-mail：kokugo-shidofukyu@mext.go.jp

（2）提出方法

企画提案書は、

- ①E-mailでデータを送信する
- ②郵送する
- ③持参する

のいずれかの方法により提出すること（②③の印刷部数は1部）。

企画提案書の様式及びファイル形式は「（3）提出書類」の項を参照のこと。

①E-mail

- ・ 企画提案書等のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 は と も に 「 令 和 6 年 度 補 完 的 保 護 対 象 者 対 する 日 本 語 教 育 事 業 （ 団 体 等 の 名 ） 」 と す る こ と 。
- ・ 添付ファイルはできるだけ1通にまとめて送信すること。ただし、容量が20MBを超える場合は、「令和6年度補完的保護対象者に対する日本語教育事業1（団体等の名）」のように事業名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールで返信する。

②郵送

- ・ 簡易書留、宅配便など送達記録の残る方法で提出し、表面に「令和6年度補完的保護対象者に対する日本語教育事業企画提案書在中」と朱書きする。

③持参

- ・ 受付時間：10時00分～17時00分（土日祝日を除く）

※ 郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

パンフレット等を除き、原則として、日本工業規格A4縦判横書きで作成し、提出する。

- ① 企画提案書【様式1】
- ② 委託業務予算内訳書【様式2】
- ③ 応募団体に関する書類
 - (ア) 応募団体概要【様式3】
 - (イ) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約の写し
 - (ウ) 最新事業年度の事業資料
 - (エ) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ④ 誓約書【様式4】

※③(エ)は、以下のいずれかの認定等が該当する。なお、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）、又は一般事業主行動活動契約策定済み（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）
- 青少年の雇用の推進等に関する法律（若者雇用推進法）に基づく認定（ユースエール認定）
- 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知

(4) 提出期限

令和6年2月22日（木）17時必着

※全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※メール送信・郵送等の事故については、当方は一切の責任を負わない。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出および提出期限後の書類の差し替えは一切認めない。

1 1. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募書類の様式は、文化庁ウェブサイト (<https://www.bunka.go.jp/>) からダウンロードすることができる。
- (2) 提出された応募書類の記入内容について問合せをすることがあるので、必ず写しを取って保管すること。また、問合せは原則としてE-mailで行うが、場合によっては電話を使うこともあるので、平日連絡の取れる連絡先を企画提案書の「事務連絡担当者」欄に必ず記入すること。
- (3) 対象となる経費は、委託契約期間内の支出に限る。契約日より前に事業に着手することはできない。
- (4) 委託費の支払は、原則として事業完了後となる。当該年度の事業完了後30日以内、又は契約満了日のいずれか早い日までに報告書を提出し、同報告書の内容の確認ができ次第、委託費の額を確定し、支払を行う。(なお、必要に応じて、概算払いの手続が可能。)
- (5) 実施された企画の内容については、提出した業務結果報告書を文化庁ウェブサイトに掲載して紹介することがあるので、業務結果報告書に載せる文章や写真などについては、著作権等の処理を済ませておくこと。
- (6) 本事業で知り得た、非公開が適当である個人に関する情報等は、作業の担当者も含め口外することは禁じる。

1 2. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。ただし、都道府県又は市区町村及び、国立大学法人については提出不要とする。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1 3. 契約締結に関する取決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 4. 経費計上に当たっての留意事項

委託費の対象となる経費は、委託契約期間内に支出された以下の経費である。

(1) 人件費

ア) 人件費

本事業実施に携わる事務局職員に支払う賃金。

ただし、団体等から受けている給与等の収入が本賃金と重複する場合は計上できない。

雇用の必要性及び採択先の支給規則等を確認し、金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無等））の妥当性を確認する。

(2) 事業費

イ) 諸謝金

会議出席、講演、報告、調査、原稿執筆、作業補助等、労務を行った場合に支払う謝金。

ただし、ア) 賃金と重複する場合は計上できない。採択団体の役職員に諸謝金を支払う場合には、給与等との重複支給とならないようにすること。団体から給与等が支払われている期間の給与等の支払われる勤務時間内の業務に係る経費は計上できない。

〈重複支給となる例〉

- ・平日の給与等支払い対象日時に、検討委員会を開催し、検討委員である職員に会議出席謝金を支払った場合。
- ・平日の給与等支払い対象日時に、調査を行い、調査員である職員に調査員謝金を支払った場合。

ウ) 旅費

具体的な用務ごとに必要な交通費及び宿泊費。

公共交通機関が利用できない地域や公共交通機関の利用によると宿泊が必要になるなどかえって割高になるなどの支障が生じる地域に行くための交通費は、合理的な手段を用いた分について計上できる。

格安航空会社（LCC）の利用は控えること。

マイレージポイント等の、個人の特典の取得は認められない。

また、採択団体の役職員に旅費を支払う場合には、給与等の手当と重複支給とならないようにすること。団体から給与等の一部として交通費又は定期券代等が支給されている部分に係る旅費は計上できない。

エ) 借損料

事業実施の企画会議や作業等を実施するために必要なレンタル料。

作業のために必要なパソコンのリース料は対象となるが、サーバーに係る費用は対象とならない。

オ) 消耗品費

事業実施の際に必要な文具、記録用メディア、資料等を購入するための経費。特に消耗品と称して、備品を購入していないか確認すること。（消耗品基準額未満であっても、当該委託事業に必要不可欠か確認すること。）

カ) 会議費

事業実施の企画会議等を開催するときに必要な茶代。ただし、弁当、茶菓子代等は計上できない。

キ) 通信運搬費

関係者への連絡、資料等の送付に必要な郵送料や機材運搬料等。ただし、電話代、インターネット接続料等は計上できない。

ク) 保険料

本事業のみに係る保険料。

ケ) 雑役務費

振込手数料等

コ) 印刷製本費

印刷代、チラシ等の資料等の印刷に係る経費。

サ) 消費税相当額

消費税課税事業者が本事業に係る消費税額を納税する場合には、以下のとおり取り扱うこと。免税事業者、消費税を納税する予定がない事業者の場合には、消費税相当額は計上できない。

各種別において経費を計上する際には、消費税込として計上することとし、不課税の経費（人件費（※交通費が含まれる場合は交通費を除いた額が対象）・諸謝金（※受託先の基準によっては、不課税の場合もある）・保険料）、免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該当ある場合）について対象額を当種別において消費税相当額として計上すること。

当庁において実施されている委託事業は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として経費の全体が課税対象となる。算出の際は、1円未満の端数は切り捨てること。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意すること。

(3) 再委託費

事業の一部を再委託する分の経費。

再委託先の名称・住所・連絡先、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性、再委託金額、再委託費の内訳を添えること。

※再委託先についても、企画競争に参加する者に必要な資格を有する者とする。

※再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(4) 一般管理費（〈人件費＋事業費〉の10%以内）

本事業を実施するために必要な経費で、経費の算定が難しい光熱水料等の経費を業務の直接経費（〈人件費＋事業費〉（再委託費は含まない））の総額に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（1円未満の端数は切り捨てる）。

一般管理費率は、10%以内で、団体の直近の決算により算定した一般管理費率

と団体の受託規程による一般管理費率を比較し、より低い率で算定する。

15. スケジュール

本事業の主なスケジュールは、以下のとおり予定しているが、諸般の事情でスケジュールの遅れ等が生じる場合がある。

- (1) 審査：令和6年2月頃
- (2) 採択決定：令和6年3月頃
- (3) 契約締結：令和6年4月頃

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意する。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知する。

16. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用、提出費用等は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施に当たっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。
また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳、又は参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

- (9) 事業終了後に提出する書類は、次のとおり。
 - ア) 委託業務完了報告書（1部＋電子媒体一式）
 - イ) 実施状況報告書（1部＋電子媒体一式）

ウ) 作業を行った成果の電子媒体一式

エ) 経費報告書及び裏付け書類

※「電子媒体」については、進捗状況を確認するために使用し、提出元に無断で文部科学省が公開や貸出し、複製することはありません。

(10) 委託金の支払は、次のとおりとする。

- ・ 委託金の支払は、事業終了後に提出する書類がそろい、精査の上、額が確定してからとなる。なお、委託契約の締結後に、必要に応じて概算払の手続が可能となる。ただし、概算払は財務省との協議が必要なため、支払までに時間がかかることに留意すること。また、協議の結果、概算払ができない場合もあるため、詳細について問い合わせること。

(11) 完了検査等は、次のとおりとする。

- ・ 事業実施又は事業終了後、文部科学省の職員が、実施状況や会計処理の状況について実施の検査を行う場合がある。
- ・ 本事業は会計検査院の実施検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査に協力すること。
- ・ 上記検査において不適切な処理が明らかになった場合は、既に支出した委託金を国庫に返納してもらうことがある。

(12) 事業の実施に当たっては、募集案内、企画提案書、業務計画書、契約書、委託要項のほか、文部科学省の会計規則等に定めるところによる。また、この募集案内に記載されていない事項、又は本募集案内について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

補完的保護対象者に対する日本語教育事業
審査基準

1 書類審査

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類審査により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、(3)に示す審査項目ごとに、(1)、(2)に示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

(1) 得点基準〔審査項目1～2〕

とても優れている＝10点 優れている＝9点 やや優れている＝7点

普通＝5点 やや劣っている＝3点 劣っている＝1点

審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

(2) 得点基準〔審査項目3〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〔審査項目3の評価基準〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点

・認定段階3＝4点

・プラチナえるぼし認定＝6点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点

・トライくるみん認定＝3点

・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点

・プラチナくるみん認定＝6点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

(3) 審査項目

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ② 外国人及び外国人の子供に対する日本語教育について、専門的知見を有すること。
- ③ 難民に対する支援について、専門的知見を有すること。
- ④ 法務省予算で実施される定住支援プログラムの社会生活適応指導等との連携・協力を行うことが可能であること。
- ⑤ 関係団体等との連携・協力体制を構築することが可能であること。
- ⑥ 学習教材の作成が可能であること。

2 事業内容に関する評価

- ① 仕様書に記載されている事項を、理解している企画内容であること。
- ② 企画提案書において、事業実施に関する具体的な計画案（教師研修計画を含む）が用意されており、事業の成果が確実に見込まれること。
- ③ 受講者の安全及びプライバシーを確実に保護できること。
- ④ 提案内容に対して、効率的で適切な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

(4) 書類審査における選考

書類審査において、審査項目1-①～2-④について審査委員会の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

2 審査委員会における選考

提案された企画提案書等について審査を行い、予算の範囲内で、各評価項目の得点合計が高い者から選定する。得点合計が同じ者が複数ある場合は、次項に定める選定委員の総意により、具体的な事由をもって、採択案件を選定する。ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、採択案件から除く。

評価項目	点数	評価基準						
		とて も 優れている	優れている	や や 優れている	普 通	や や 劣っている	劣っている	審査の対象となる 審査項目として認められる内容がない
1-①	10	10	9	7	5	3	1	0
1-②	10	10	9	7	5	3	1	0
1-③	10	10	9	7	5	3	1	0
1-④	10	10	9	7	5	3	1	0
1-⑤	10	10	9	7	5	3	1	0
1-⑥	10	10	9	7	5	3	1	0
2-①	10	10	9	7	5	3	1	0
2-②	10	10	9	7	5	3	1	0
2-③	10	10	9	7	5	3	1	0
2-④	10	10	9	7	5	3	1	0
3	6	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。						
		<p>●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（得る母子認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝6点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 ・トライくるみん認定＝3点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点 ・プラチナくるみん認定＝6点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>						

補完的保護対象者に対する日本語教育事業 審査要領

補完的保護対象者に対する日本語教育事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。